

平成25年10月29日

消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針

国土交通省鉄道局鉄道事業課長

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更については、次により処理することとする。

I. 基本方針

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに当たっては、旅客運賃等（鉄道事業法第16条第1項）の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則とする。

具体的には、以下を基本方針とする。

- ① 増収が事業全体として105分の108以内の増収を前提とする。
- ② より正確な転嫁を可能とする運賃を認める。
- ③ 利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮する。

II. 改定方法

以下の改定方法を基本とする。

1. 普通旅客運賃

(1) 税抜運賃の算定

現行の普通旅客運賃（上限運賃）に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額を税抜普通旅客運賃（以下「基準額」という。）として算定する。

(2) 10円単位運賃のみによる変更

基準額に、100分の108を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

(3) 1円単位運賃導入による変更

基準額に、100分の108を乗じた額の小数点以下を四捨五入又は切り捨てにより端数処理して1円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

なお、1円単位改定事業者が引き続き設定する10円単位運賃については、基準額に、100分の108を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入又は切り上げにより端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

2. 定期旅客運賃及び料金

定期運賃及び料金の変更

現行の定期旅客運賃（上限運賃）又は料金（鉄道事業法施行規則第32条第1項）に105分の108を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの定期旅客運賃（上限運賃）又は料金とする。

3. 調整

(1) 上記1(2)及び2の処理により旅客運輸収入全体の増収に過不足が見込まれる場合には、利用者の公平感及び負担感に配慮しつつ、切り上げ又は切り捨てにより10円単位の端数処理を行うことにより、旅客運輸収入全体として105分の108以内となるよう調整を行う。

(2) 上記(1)及び1(3)の処理によっても、なお105分の108を超える増収が見込まれる場合は、改定率のバランスに配慮しつつ普通旅客運賃又は定期旅客運賃の10円単位での減額、回数乗車券の発売額の据置等によって全体として105分の108以内の増収となるよう調整を行う。

4. その他

1(1)において算定された「基準額」については、各鉄軌道事業者の今後の運賃改定等における運賃算定の基礎とする。なお、この取扱いに関しては、平成27年3月31日までの間に消費税の引き上げに伴って旅客運賃等を改定した場合において適用する。

5. 手続き等

(1) 消費税のみの転嫁

消費税率の転嫁のみを事由として旅客運賃等の上限変更の認可申請を行う場合にあっては、収入に係る計算期間は1年間とするとともに、別添の「旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類」を添付することとし、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第10号)」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第11号)」は、適用しない。

(2) 消費税転嫁と併せた運賃変更

消費税率の引上げに併せて、その他の事由による旅客運賃等の上限変更の認可申請が行われる場合は、個別案件ごとに厳正に対処する。

(3) 適切な情報提供

上記(1)(2)にかかわらず、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン(平成13年11月30日・国鉄都第48号、国鉄業第39号、国鉄技第108号、国鉄施第135号)」に基づき、適切な情報提供を実施するものとする。なお、(2)の場合には、消費税率の引上げに伴う変更分と、それ以外の事由による変更分とを区分して公表するなど、利用者の十分な理解が得られるよう情報提供に努めるものとする。

Ⅲ. 旅客運賃等の変更の時期

平成26年4月1日以降

Ⅳ. 利用者への広報等について

- (1) 鉄軌道事業者は、消費税率の引上げに伴う旅客運賃等への円滑かつ適正な転嫁について、利用者の十分な理解を得るため、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種媒体による広報を行うとともに、利用者からの問い合わせに対応する体制を整え、適切に対処するものとする。
- (2) 1円単位改定事業者は、1円単位運賃と10円単位運賃を利用者にとってわかりやすい方法で表示し、丁寧な説明を行うものとする。
- (3) 1円単位改定事業者は、10円単位運賃における10円未満の端数処理について、1(3)の切り上げにより端数処理する場合は、ICカードの初期販売価格、チャージ金額、払戻手数料の低廉化、ICカードの利用しやすい環境の整備等に努めるものとする。

別 添

[運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類]

旅客運輸収入表

(単位:千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃					
	定期外					
	定 期					
	料 金					
	合 計					